

## 桂川町農業委員会 第2回 総会

- 1 開催日時 平成30年5月10日(木) 午後1時30分～午後2時50分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 10名

正議長	藤春 郁夫	5	山邊 俊明	最適化推進委員	
副議長	原中 輝司			11	中嶋 團次
		7	野村 邦博	12	平塚 重義
2	竹本 貞男	8	林 英 明	13	久保 正澄
3	神崎 宏昭	9	高嶋 征敏	14	大塚 清文
4	金田 義幸	10	原中 壽		

- 4 欠席委員 2名  
1番 都田光義 6番 古野隆雄

### 5 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

- (1) 議 案 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議 案 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議 案 第6号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議 案 第7号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
- (5) 議 案 第8号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- (6) 報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による届け出について
- (7) その他

### 6 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 博  
係 長 藤木 秀臣  
書 記 堀之内 友寛

## 7 会議の概要

- 事務局      ご起立をお願いします。  
                 只今より平成30年度第2回総会を開催させていただきます。姿勢を正してください、礼。御着席ください。  
                 以降、議事進行に関しましては会議規則によりまして、会長に執り行っていただきます。よろしくをお願いします。
- (会長あいさつ)  
                 (現地確認へ)
- 議長          只今より平成30年度第2回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中10名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお、1番の都田光義委員、6番の古野隆雄委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
- 会 場          (異議なしの声)
- 議長          それでは議事録署名委員を8番林英明委員、9番高嶋征敏委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の堀之内氏を指名いたします。  
                 それでは議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局      **【議案書に基づき説明】**
- 議長          ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。  
  
                 よろしいですか。質問がなければ採決いたします。それでは議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
- 全委員      (挙手)
- 議長          ありがとうございます。全員賛成ですので議案第4号農地法第3条の

規定による許可申請は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。担当地区の高嶋委員より説明をお願いします。

高嶋委員

ご報告いたします。今回の申請につきましては、5月1日に農業委員会事務局の堀之内書記の立会のもと確認いたしました。申請者の有限会社藤嶋電工さんが、駐車場及び資材置場として利用することによって農地の転用許可申請が提出されています。事前に地元の水利組合関係者との協議も行われ、同意も取られております。特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。続きまして、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

【議案書に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全 委 員

(挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成ですので議案第5号農地法第5条の規定による許可申請は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第6号、桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

【議案書に基づき説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件

平成30年5月11日から平成33年5月10日 3年 貸貸借権

通年 田 水稻 17,389㎡ 18筆 貸手6 借手3

平成30年5月11日から平成35年5月10日 5年 貸貸借権

通年 田 水稻 1,410㎡ 1筆 貸手1 借手1

平成30年5月11日から平成36年5月10日 6年 貸貸借権

通年 田 水稻 9,635㎡ 7筆 貸手1 借手1

平成30年5月11日から平成40年5月10日 10年 貸貸借権

通年 田 水稻 6, 811 m<sup>2</sup> 8筆 貸手2 借手2

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号、桂川町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので議案第6号、桂川町農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第7号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

林 委 員 3ページの新規参入。これは補助金がいくら出て何年単位ですか。

事 務 局 林委員のご質問内容についてでございますが、言われてるのが新規認定就農者のことを言われてるのかなと思います。こちらにつきましては個人の場合でしたら年間150万円。ご夫婦で取り組むということでしたら1組225万円。最長で5年間継続で支給ということになります。

林 委 員 1人で150万円で2人で225万円。

事 務 局 はい。

林 委 員 これはたとえば、ある農業者の子供さんがするという場合は新規参入になるわけですか。

事 務 局 別経営となりますので、たとえば親父さんから経営を引き継ぐとかいう形態では認められません。新たに別の経営を営むというかたちであれば申

請が可能です。

林 委 員

はい。

議 長

ありがとうございました。他にありませんか。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全 委 員

(挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成ですので議案第7号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案については原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第8号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

【議案書に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。

野村委員

農業委員の定数は。

事 務 局

定数は12名でございます。推進委員が4名ということになります。

議 長

一応今年度の目標としてはこういう活動でいきたいと思っております。よろしいですか。

全 委 員

はい。

議 長

それでは採決いたします。議案第8号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全 委 員

(挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成ですので議案第8号、平成30年度

の目標及びその達成に向けた活動計画案については原案のとおり決定しました。

続きまして、報告事項第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案書に基づき説明】

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。

よろしいですか。それでは報告事項第1号を終わります。続きまして、その他事項について事務局より説明をお願いします。

その他事項

- ・一泊研修について
- ・良質米生産支援について
- ・農作業時の注意
- ・全国農業委員会会長大会について

次回の農業委員会は6月6日木曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第2回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人